

## 電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）に関する意見

京都大学生存圏研究所教授

深尾昌一郎

1. 『政府が電波利用者から電波の経済的価値を勘案した使用料を徴収することにより市場原理が機能し、電波の有効利用の一層の促進を促すとともに、より優れた技術やより良いサービスを提供しようとする者の電波利用が促進される』とする提案には充分頷けるものがある。『手数料』と『使用料』に2分し、後者に逼迫地域・帯域を勘案した課金方式をとる点も優れていると考える。
2. ただし今後以下の観点からの反論に対してより定量的な検討がなされるべきである。(1) 政府の「e-Japan 戦略」基本方針に反するとする考え方、(2) IT 投資促進税制や新産業創造戦略の政府方針に反するとする考え方、あるいは(3) 電波利用料の使途を際限なく拡大すべきではないとする考え方。
3. 『電波の再配分のため立退き』を求めると言う考え方にも賛成である。ただし政府は立退きに要する技術開発経費は十分に担保すべきであり、報告書にこのことをしっかり明記すべきである。例えば全国 60 余ヶ所に設置されている C バンド気象レーダーの周波数割当範囲は、現用のマグネトロンをクライストロンに代えること等によって半減させることは技術的には可能であるが、当然相当の経費負担と引換えである。この経費は政府が負担すべきである。なぜなら経費負担により公共サービスが些かも低下するのは許されないからである。
4. 『電波の有効利用を図る観点や負担の公平性の確保の観点から、国や地方公共団体にも一定の電波利用料の負担を求めるべき』とする意見には頷けない。電波の有効利用は国・地方公共団体・民間に係らず推し進めるべきである。一方それらの負担は、例えば市役所が電力会社に電気使用料を払っているのと同視できないだろう。国や地方公共団体は経済的価値を創出する存在ではなく、『国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視』すべきである。『地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下する』のは目に見えている。
5. かつての国立大学は平成 16 年度から国立大学法人に転換された。従来は国の研究という観点から国立大学の電波利用料は免除されてきた。同様の措置は、科学技術の先端で国際的に競い合っている国立大学法人はもとより、営利を求めることがなく担税力の乏しい私立大学法人や元国立研究機関であった独立行政法人等についても引続き継続されるべきである。この措置により文化としての科学技術の育成を支援するのは政府として当然のことである。
6. 電波の再配分を経済的効率の観点のみから行うのに些か不安を感じることもある。電

波が隙間なく稠密に配分された帯域で、将来リモートセンシング等で新しい電波利用の可能性が生じた際に、我が国にはもはや配分されるべき電波資源がなくなってしまうという事態が生じるのを憂慮するものである。

以上